日本補体学会学会誌　論文投稿規定

1）論文内容について

論文内容は、補体研究ならびにこれに関連する研究分野に関わる内容で、他誌に発表されていないもの、または投稿中でないものに限る。論文投稿者は、論文の題名、執筆者名、内容など、関連する事項すべてに責任を負う。

2）投稿資格について

投稿論文の筆頭著者および責任著者は、一般社団法人日本補体学会の普通会員（正会員、名誉会員、学生会員）、かつ年会費を滞納していないものとする。ただし、編集者が依頼した原稿についてはこの限りでは無い。

3）著作権の保護について

投稿者は、本誌に掲載する著作物に関わる権利を（社）日本補体学会に譲渡する。原則、既に掲載されているものの再投稿は認めないが（二重投稿の禁止）、総説など、やむを得ず著作権の発生している著作物、図、表のすべて、もしくはその一部を使用する場合には、著者がその著作権を保有しているものから許可を取得する必要がある。また、原稿にはその旨明記すると同時に許可を証明するものを合わせて投稿する必要がある。

4）倫理的配慮とプライバシーの保護、動物実験についての配慮

投稿内容が臨床研究の場合には、「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」に準拠し、施設の倫理委員会の承認を得て行っていること、かつ容易に個人が特定されないように、個人情報に十分に配慮した内容であること、動物実験の場合には、施設のガイドラインに従って行われていることを論文中に明記すること。

5）論文査読について

投稿された論文は、編集委員（編集委員長、日本補体学会会長、副会長、当期および次期学術集会集会長、事務局長、及び前にあげる編集委員によって指名を受けたもの）によって査読を受ける。

6）論文の採択

投稿論文の採否は編集委員によって決定する。

7）論文の様式

論文は、原著、症例報告、総説、研究会または学会記事、教室紹介、letter to editor とし、その区分を 1 ページ目に明示して提出する。

8）原稿の長さ

原著、総説は制限なしとし、症例報告は 4 ページ以内、その他は 2 ページ以内とする。

9）原稿の書式

1. 基本的な書式は、学会抄録に準ずる。原稿は、ワードプロセッサソフトウエアの MS-Word を用い、ページ設定を A4 用紙にして、見本を参考に作成する。
   また、作成したMS-Wordファイルと共にPDF化したファイルも一緒に提出すること。
   図表は執筆者により原稿の適切な位置に組み込むと共に、JPEG・TIFF（300dpi以上）またはPowerPointファイルとして提出すること。

Presented by Medical*Online

2. 論文本体の言語は、日本語を基本とするが、英語も可とする。ただし、英語の校正については、編集の過程で行われないため、著者の責任において、英文校閲を受けたものに限る。
3. 別紙の見本を参考に、題名、著者名、所属、題名（英語記載）、著者名（英語記載）、所属（英語記載）、[抄録]、5語以内のキーワードを一段組みで記載する。改行して、[背景]、[方法]、[結果]、[考察]、[結論]、[謝辞]、[利益相反]、[文献]の順番で、2段組で記載する。抄録は日本語400字以内、及び英語250words以内を加える。英語の抄録の英文校正は、原則著者の責任で行う。図、表は、適切な位置に見本を参考に挿入する。大きさを考慮の上、鮮明な原図あるいは写真（白黒）を原稿中に添付する。（縮小あるいは拡大の指定はご遠慮下さい）

   フォントは、日本語はMS明朝、英語と数字はCenturyを用い、英字、数字は半角とする。文字サイズは、演題名は14 ptを用い、氏名、所属、および本文には10 ptを用いる。また、行間は、1行として下さい。題名から1行あけて氏名を記入し、その下に所属を記入する。複数の施設の場合は、施設所属者の氏名の右肩に数字をつけ、施設には左肩に数字を付けて、順に所属を記入する。所属より1行あけて、英字のタイトル、氏名、および所属を、それぞれ行を変えること。英語の所属より1行あけてから本文を開始する。2ページ目は、左上隅から作成する。
4. 図表の説明は、日本語はMSゴシック、英語と数字はArial、文字サイズは、10 ptとする。図表の表題は、太字とする。
5. 度量衡はCGS単位とし、kg、g、mg、km、mm、L、dL、mL、mEq/L、mg/dLなどを用い、数字は算用数字（1,2,3など）を用いる。
6. 略語を使用する場合には、最初に表記された箇所で（）内に適切な略語を表記する。
7. 引用文献は、本文中では引用順に右肩に番号をつけ、[文献]の項ではVancouver styleで記載する。著者名は最初の6名まで記載し、それ以上は省略する（下記の例を参照）。尚、文献数は、原書は30以内、その他は10以内とする。総説においては、制限はない。

例）雑誌の場合

1）若宮ＯＯ、木下ＯＯ、・・・、井上ＯＯ．補体研究会の歴史．補体 2015;52:222-240.

2) Ito S, Hidaka Y, Inoue N, Kaname S, Kato H, Matsumoto M（最初の6名まで表示し、それ以上は et al. で省略する）, et al. Safety and effectiveness of ・（論文名）・・・・. Clin Exp Nephrol. 2019;23:112-21.

3）書籍の場合

著者名．論文名．編者名．書籍名．都市名：出版社名，ページ（初め－終わり）（発行年，西暦）

Kinoshita T, ・・・, Takahashi M. OO(論文名)OOO. In: Kinoshita T, Matsuo S, eds. "書籍名". Tokyo: 所在地（都市名）:出版社名, 187-888 (2010)

Presented by Medical*Online

8. 用紙は、上下 3.0 cm、左右 2.0 cm ずつのマージンをとる。

１０） 利益相反について

著者は投稿論文の内容に関わる内容について、利益相反状況を開示する必要がある。謝辞のあとに利益相反について記載する。

記載方法

(1) 開示すべき COI がない場合：

筆者は、本論文内容に関連した開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

(2) 開示すべき COI がある場合：

本研究に関わる著者の COI 開示を以下に行う。１．補体太郎　奨学寄付金（oooo 製薬株式会社)、2. 補体次郎　講演謝礼（OOO 製薬会社)、３．・・・・・。

１１） 送付先

日本補体学会学会誌「補体」編集委員長

名古屋大学大学院医学系研究科　腎不全システム治療学

水野正司　E-mail: mmizu@med.nagoya-u.ac.jp

Presented by Medical*Online

フォントは、日本語はMS明朝、英語と数字はCenturyかつ英字、数字は半角です。

演題名、氏名、所属は、中央に揃える

演題名から1行あけて氏名を記入し、その下に所属を記入。→

ループス腎炎における血清補体蛋白の解析

←演題名の文字サイズは、14 point

所属より1行あけて、英字のタイトル、氏名、および所属を、それぞれ行を変えて印字。 →

補体　一郎[1)]、補体 花子[1)]、○○　○○[2)]、・・・、補体　次郎[2)]

[1)]補体大学大学院医学系研究科　免疫学、[2)]補体大学附属病院 内科学

←氏名、所属、本文の文字サイズは、10 point

Analysis of serum complement components in patients with lupus nephritis.

Ichiro Hotai[1)], Hanako Hotai[1)], ○○　○○[2)], ・・・and Jiro Hotai[1)]

[1)] Immunology, Complement University Graduate School of Medicine,

[2)] Internal Medicine, Complement University Hospital

英語の所属より1行あけてから←[抄録]を印字

［抄録］

ループス腎炎は、○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

日本補体学会利益相反規程

第1条 定義

本会会員が、産学連携による研究をなす場合には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけでなく、産学連携に伴って取得する金銭・地位・利権等（私的利益）が発生する場合がある。本会では、この状況が研究者個人の中に生じる状態を利益相反（conflict of interest: COI）と定義する。

第2条　利益相反事項の開示について

開示は、活動内容が、それに関連する企業や営利を目的とする団体にかかわる利益と関連する場合に限定し、関連のない場合は必要としない。関連する場合は、事業を行う本人、配偶者および住居を一にする1親等の者、生計を共にする者が、過去1年間において以下の第3条の（1）～（7）の事項に定める基準を超えて経済的利益関係をもつ場合に開示を行う。なお、企業や営利を目的とする団体に所属する者が、活動時にその所属を明らかにする場合は、開示を必要としない。

第3条 開示または自己申告が必要な事項と申告基準額は、以下の通りとする。

(1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、一つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上はこれを申告する。

(2) 株式の保有については、一つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合はこれを申告する。

(3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、一つの特許権使用料が年間100万円以上の場合はこれを申告する。

(4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については、一つの企業・団体からの年間の講演料等が合計50万円以上の場合はこれを申告する。

(5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合はこれを申告する。

(6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（受託研究費、奨学寄付金、委任経理金等）及び寄附講座について、発表内容に関連して一つの企業から支払われた受託研究或いは共同研究経費の総額が年間200万円以上の場合は申告する。奨学（奨励）寄附金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。寄附講座については、企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。申告者が本項に定める企業や組織から個人的に受け取ってい

Presented by Medical*Online

る対価がある場合には別途申告する。

(7)その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品等）については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する。

第4条　学会学術集会等における利益相反事項の申告と開示

筆頭発表者及び責任研究者（非学会員を含む）は、本会が主催する学術集会、シンポジウム等で発表・講演を行う場合、本規程第3条に定める事項に関して、演題登録時から遡って過去1年間における発表演題に関連する企業との利益相反状態の有無を、発表・講演時にこれを開示する。

第5条 学会誌『補体』等における利益相反事項の申告と開示

本会の学会誌『補体』等の発表を行う著者は、発表論文に関連する企業との利益相反状態について、本規程に沿い様式2によって開示する。「開示」の記載内容は論文に掲載される。

第6条 役員等の利益相反事項の申告と開示

本会役員（理事・監事）、学術集会会長、倫理・利益相反委員会委員ならびに学会誌編集委員長は、本規程第3条に定める申告を行う。「役員の利益相反自己申告書」（様式3）にもとづき、就任時にこれを会長に提出する。様式2にて申告する利益相反状態は、本規程第3条記載の申告が必要な事項、及び申告基準額と同一とする。また、就任時から遡って過去1年間分を記入し、その期間を明示する。申告内容は、学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。在任中に利益相反事項に変更が生じたときは、すみやかに様式3にもとづき申告する。

第7条 利益相反事項の取り扱い

本会に提出された利益相反申告書は、会長を管理責任者とし、学会事務局内において、個人情報として厳重に保管・管理する。役員及び委員の任期を終了した者、又は委嘱の撤回あるいは辞任が確定した者等に関する利益相反申告書は、最終の任期満了等その職を辞した日から2年経過したときに、管理責任者の監督下において削除・廃棄される。但し、理事会が削除・廃棄することが適当でないと認めた場合には、当該申告者の利益相反申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。学術集会会長に関する利益相反申告書に関しても学会役員の場合と同様の扱いとする。

2　利益相反内容は、本会の役員・関係役職者・関係機関役職者に対し、当該個人と本会の活動との間における利益相反の有無・程度を判断の上、管理責任者の書面による許可のもとに、本規程に従い、随時開示することができるものとする。開示は、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、開示が必要とされる者に対してのみ開示する。

Presented by Medical*Online

3　利益相反内容は、原則として非公開とするが、必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲で本会の内外に開示若しくは公開することが可能である。この場合、利益相反内容が開示若しくは公開される当事者は、理事会に対して、事前に意見を述べることができる。

第8条 倫理・利益相反委員会

理事会が指名する理事若干名、および外部委員1名以上により、倫理・利益相反委員会を構成する。委員長は会長が指名する。倫理・利益相反委員会は、理事会、出版委員会との連携にて、本規程に定めるところにより、本会におけるCOIに関わる事項を取り扱う。

第9条　申告違反への措置

本学会誌などで発表を行う著者、および学術集会等の発表予定者が提出した利益相反自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、理事会は、倫理・利益相反委員会に対し、学会として社会的説明責任を果たすため、その問題に関して事実関係の調査と審議を行い、答申するよう諮問する。理事会は、倫理・利益相反委員会からの答申にもとづき、措置内容について決定する。理事会は、深刻な利益相反状態が見込まれ、かつ説明責任が果たせない虞がある場合には、緊急の措置として、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止め等の措置を講じることができる。

既に発表された後に同様の問題が発生した場合には、事実関係を倫理・利益相反委員会が調査し、掲載論文の撤回等の処分をなすことができる。また、理事会は、本会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。

2　倫理・利益相反委員会が、役員、学術集会会長及び本規程において利益相反情報の自己申告が定められている委員等のなした利益相反申告内容に疑義が有ることを指摘した場合、同委員会委員長は会長に対し、文書をもって報告し、理事会は、役員及び委員の委嘱撤回等を含めた適切な措置を取ることができる。

第10条 措置に対する不服申し立て

審査請求と審査手続は以下のとおりとする。第9条の措置に対して不服のある者は、理事会議決の結果の通知を受けてから7日以内に、会長宛てに審査請求の申立てをすることができる。審査請求書には、理事会が文書で示した措置に対する具体的な反論･反対意見を、簡潔に記載するものとする。その場合、会長に開示した情報に加えて、異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

審査手続

(1) 会長は審査請求を受けた場合、速やかに利益相反問題管理委員会（以下、管理委員会という）を設置しなければならない。管理委員会は会長が指名する理事若干名、外部委員

Presented by Medical*Online

1名以上により構成され、委員長は会長が指名する。倫理・利益相反委員会委員は管理委員会委員を兼ねることはできない。管理委員長は、審査請求書を受領してから30日以内に管理委員会を開催し、その審査を行う。

(2) 管理委員会は、当該審査請求にかかる倫理・利益相反委員会・委員長、並びに審査請求者から、直接意見を聞くものとする。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。

(3) 管理委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から2ヶ月以内に審査請求に対する答申書をまとめ、会長に提出し、理事会でその処分又はその取消を決定する。

第11条 本規程の変更

本規程は原則として、数年ごとに見直しを行うこととし、倫理・利益相反委員会で本規程の見直しのための審議を行い、理事会の承認を得るものとする。

附則

1　本規程は、平成28年1月1日から施行する。

2　本規程施行のときに既に役員に就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告等を行わせるものとする。

Presented by Medical*Online

作成見本　（記入用の書式は次のページにあります）

様式2

日本補体学会学会誌：自己申告によるＣＯＩ報告書

著者名：日本太郎、富士山花子　・・・　・・・（著者全員の名前を記載）
（共著者を含む）

論文題名：論文タイトルを記載

（著者全員とその対象者の配偶者，一親等の親族，収入・財産を共有する者が、投稿時から**遡って過去1年間以内**での発表内容に関係する企業・組織または団体との COI 状態を記載）

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・(無)	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有	有・(無)	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・(無)	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上	(有)・無	例：日本太郎：○○製薬
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・(無)	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	(有)・無	例：日本太郎：○○製薬 富士山花子：□□□製薬
⑦ 奨学（奨励）寄附などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有・(無)	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 （企業などからの寄附講座に所属している場合に記載）	有・(無)	
⑨ 旅費，贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 5 万円以上	有・(無)	

（本 COI 申告書は論文掲載後 2 年間保管されます）

（申告日）20XX　年　XX　月　XX　日

（必ず押印）

Corresponding author（署名）　日本太郎　(日本)

Presented by Medical*Online

様式2

日本補体学会学会誌：自己申告によるＣＯＩ報告書

著者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（共著者を含む）

論文題名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（著者全員とその対象者の配偶者，一親等の親族，収入・財産を共有する者が、投稿時から**遡って過去1年間以内**での発表内容に関係する企業・組織または団体との COI 状態を記載）

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有 ・ 無	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有	有 ・ 無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有 ・ 無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有 ・ 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑦ 奨学（奨励）寄附などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上	有 ・ 無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 （企業などからの寄附講座に所属している場合に記載）	有 ・ 無	
⑨ 旅費，贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 5 万円以上	有 ・ 無	

（本 COI 申告書は論文掲載後 2 年間保管されます）

（申告日）　　年　　月　　日

Corresponding author（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

Presented by Medical*Online